

政治學概論 |

(4) 立憲政治

近代立憲主義と立憲国家の成立

- イギリスの「マグナ・カルタ」「権利章典」
フランス革命、アメリカ独立建国と憲法（Constitution）制定

中央集権国家・絶対主義王政から立憲国家への移行
「王といえども法律に従う」王権のコントロール
国の根幹・土台となる法律 = 「法律の法律」憲法典

為政者にとって政治の指針
= 人民・国民の権利と自由を保護（人権思想の発達）

「三権分立」の形成

モンテスキューの権力分立論 「立法・執行（行政）・司法」
「法の支配」の制度化

絶対君主（王がすべての権力） ⇒ 議会が立法権の一部を持つ
⇒ 内閣・首相（議会と君主の調整役）の発達 ⇒ 議院内閣制

民主主義の進展で議会の権力が増大、国王は内閣の指名権を失う
「君臨すれども統治せず」 ⇒ 議会が首相を決める
司法権の独立 ⇒ 法の恣意的な執行・運用を防止する

近代立憲主義のモデル

- 立憲君主政

君主（王）が憲法制定
⇒自己の権力を制限
議会に立法権（の一部）
裁判所司法=独立
行政権は君主が保持

- 国民主権型

国民が憲法制定
立法、司法、行政権は国民に
行政権の行使も法律で定める

違憲立法審査と憲法改正

国民主権への移行 ⇒ 国家の行政機能増大 ⇒ 行政権の優位
議院内閣制 ⇒ 法の制定と法の執行の区別があいまいに
「法の支配」強化のための違憲立法審査
(「統治行為論」による消極性)

憲法改正に限界はあるか (限界説・無限界説)
「硬性憲法」 (憲法改正手続きが厳格)